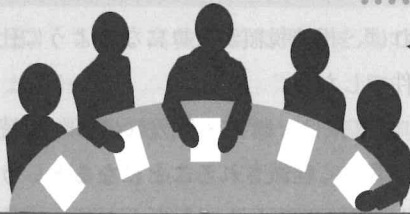


事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～



<第98回> 仙台薬局総則6項事件高裁判決文を読む

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

[前回(第97回)はNo3822(令和6年10月14日号)に掲載いたしました。]

総則6項

なり、国が
とともに、
※東京高判

sample

sample

sample

1 はじめに

sample

sample

ポイント

総則6項適用による課税庁否

した。ただ、結論
くロジックを理解

sample

で、納税者勝訴が確定したわけですね。驚きました。

白井) 私はてっきり逆転で国側勝訴になると予想していたので、
を見てなるほどと思
う点がありました

岡野) 私は予想通り結果となりました。ただ、
判決の理由が、地裁判決文とは差し替えられて
いる部分で、少し予想外だったところもありま

sample

sample

sample

討していきましょう。

2 事案の概要

件で国の控訴を棄却」

事案の概要

本件被相続人の相続人である被控訴人ら
式(被相続
本件相続株
類似業種比
(本件通達評

価額)と評価して相続税の中告をした。しか

法人税
所得税
源泉税
消費税
国際課税

法
地方税

裁判裁決

その他